

公益社団法人こども環境学会（こども環境研究センター）
公的研究費事務取扱要領

（趣旨）

第1条 公益社団法人こども環境学会（こども環境研究センター）（以下「センター」という。）における公的研究費の事務手続き及び使用ルールについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）並びに科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める「使用ルール」（研究者用及び研究機関用）その他法令及びセンターの諸規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 公的研究費 国又は国が所管する独立行政法人から措置される科学研究費補助金及び研究助成として拠出された民間資金
- (2) 直接経費 公的研究費による研究の遂行に直接必要な経費をいう。
- (3) 間接経費 公的研究費による直接経費による研究の実施に伴う管理等に必要な経費をいう。

（公的研究費の経理事務）

第3条 センター）長は、研究者に交付された公的研究費の経理事務をセンター事務局代表者に委任する。

2 事務局代表者は、前項の規定により経理事務を委任された公的研究費を、適切な名義で銀行に預金し、出納保管するものとする。

（間接経費の譲渡）

第4条 公的研究費の間接経費の交付を受けた研究者は、当該間接経費をセンターに譲渡しなければならない。

2 間接経費を譲渡した研究者が他の研究機関に異動した場合には、異動先の研究機関が間接経費を受け入れないこととしている場合を除き、センター長は、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還しなければならない。

（物品の購入等の契約及び検収等）

第5条 公的研究費により物品の購入その他の契約（個人又は法人に対する業務委託契約を含む。以下「購入契約等」と総称する。）を行う場合には、事務代表者又は事務代表者が指定した

者において発注を行うものとする。ただし、総額 20 万円未満の購入契約等を行うとき又は総額 50 万円未満の購入契約等を行う場合において緊急かつやむを得ないものと事務代表者が認めるときは、研究者において発注を行うことができるとともに、契約書等の取り交わしにかえて、見積書、発注書、請書等の取り交わしとすることができる。

- 2 研究者は、公的研究費により総額 20 万円以上の購入契約等を行う場合には、予め事務代表者に協議しなければならない。
- 3 公的研究費による購入契約等を行う場合の検収、完了検査等の履行確認は、総額20 万円以上の購入契約等の場合にあつては事務代表者が、総額 20 万円未満の購入契約等の場合にあつては当該研究者以外の事務職員であつて事務代表者が検査員として指定した者が行うものとする。

(物品等の寄附)

第6条 公的研究費の交付を受けた研究者は、公的研究費により購入した設備、備品又は図書（以下「物品等」という。）を、購入後直ちに（直ちに寄附することにより研究上の支障が生じる場合であつて、当該研究者が寄附の延期について国等の承認を得た場合にあつては、当該寄附が延期された時期に、また、直ちに寄附することにより研究上の支障が生じる5 万円未満の図書の場合にあつては、研究上の支障がなくなる時に）センターに寄附しなければならない。ただし、特別研究員奨励費により購入した5 万円未満の物品等については、この限りではない。

- 2 前項の規定に基づき寄附を行った研究者が他の研究機関に異動した場合において、当該研究者が寄附を行った物品等の返還を求めたときは、センター長は、当該研究者にその物品等を返還しなければならない。
- 3 他の研究機関からセンターに転入した研究者は、当該研究機関において公的研究費により購入した物品等を引き続き使用する場合には、当該物品等をセンターに寄附しなければならない。
- 4 研究者が研究のため使用中の物品等は、当該研究者が保管責任を有するものとする。

(研究協力者の雇用等)

第7条 研究者は、公的研究費による研究を推進するために必要があるときは、研究協力者を雇用することができる。

- 2 前項の規定により雇用された研究協力者については、当該公的研究費による研究遂行に係る業務のみに従事させなければならない。

(公的研究費交付前の研究実施)

第8条 研究者は、公的研究費のうち前年度に継続が内約されている研究課題については、当該年度の4 月1 日以降に、新たに採択された研究課題については、内定通知受領の日以降に、公的研究費の交付前であっても研究を開始することができる。

- 2 前項の規定により公的研究費の交付前に研究を開始しようとするときは、予めセンター長に届出を行い、承認を得るものとする。
- 3 前項の規定により承認を得た研究の実施に要する経費については、センターの予算の範囲内で、センターが立替えを行うものとする。ただし、公的研究費が交付されなかった場合又は研究者が

研究目的以外の目的に経費を使用したことが明らかになった場合には、研究者は、センターが立替えた経費を返還しなければならない。

(費目の額の変更)

第9条 研究者は、公的研究費（センターが措置した教育研究費を除く。）の総額の範囲内において研究計画の各費目の額を変更しようとするときは、予め事務代表者の承認を受けるものとする。ただし、当初計画額の50%以内の変更の場合はこの限りでない。

(使用の制限)

第10条 事務代表者は、公的研究費の交付の目的に照らし、支出することが適当でないと判断したときは、その支払いを保留し、関係書類を研究者に返却するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、公的研究費の事務取扱について必要な事項は、センター長が別に定める。